

議案第171号

尾道市市民会館設置及び管理条例案を次のとおり提出する。

平成26年9月8日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市市民会館設置及び管理条例案

条例第 号

尾道市市民会館設置及び管理条例

(目的)

第1条 市民の文化の向上と福祉の増進を図ることを目的として、尾道市市民会館（以下「会館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 会館の位置は、尾道市久保一丁目15番1号とする。

(使用の手続)

第3条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、会館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際して条件を付することができる。

(附属設備の使用)

第4条 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、会館の附属設備を使用することができる。

(使用期間)

第5条 会館は、引き続き3日を超えて使用することはできない。ただし、市長において特別に必要があると認めるとき、又は会館の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許

可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物又は附属設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他市長において管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用者に対し使用制限若しくは使用停止若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が許可条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 前条各号の規定に該当する事由が発生したとき。

(入館の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

- (1) めいてい等により他人に迷惑をかけるおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (3) 館内の秩序若しくは風俗を乱す者又はそのおそれのある者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(使用料)

第9条 会館の施設の使用者は、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用した場合は、超過又は繰上げ使用時間30分ごとに、別表第2に定める額を加算して納付しなければならない。この場合において、超過又は繰上げ使用時間に30分に満たない端数が生じたときは、30分として計算する。ただし、超過又は繰上げ使用時間が2時間を超えたときは、別表第1に定める額を加算する。

3 会館の施設の附属設備の使用者は、別表第3に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の納付時期)

第11条 第9条第1項の使用料は、第3条の規定により使用の許可を受ける際に納付するものとする。ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、使用料の2分の1に相当する額を使用許可の際納付し、残額は市長が指定する日までに納付するものとする。

2 第9条第2項及び第3項の使用料は、使用后直ちに納付しなければならない。

3 国又は地方公共団体が使用する場合は、使用料を後納とすることができる。

(使用料の還付)

第12条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責めに帰し得ない理由により使用できなくなったとき 市長の定める額

(2) 使用期日前7日までに使用の取消し又は変更を申し出て、市長において相当の理由があると認めるとき 使用料の額の2分の1以内に相当する額

(特別設備の設置)

第13条 使用者は、原状に重大な影響を及ぼさない範囲において、市長の許可を受けて特別の設備を付加し、又は変更することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し特別の設備の付加及び変更を命ずることができる。

3 前2項の付加又は変更に要する費用は、使用者の負担とする。

4 第1項の付加又は変更による電気、ガス、水道その他施設の使用についての費用は、実費額を納付しなければならない。この場合において、実費額の算定が困難であるときは、市長が定めた額とする。

(目的外使用、転貸等の禁止)

第14条 使用者は、許可を受けた使用目的以外に会館を使用し、転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、会館の使用を終わったときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。第7条の規定により使用許可を取り

消されたときも、また同様とする。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(使用者の損害賠償責任)

第16条 使用者は、施設、器具等を毀損し、又は亡失したときは、何人の行為であるかを問わず市長の認定に基づいてこれを原形に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(市の損害賠償責任)

第17条 市は、会館の使用又は第7条の規定による処分により使用者が受けた損害について、その損害賠償の責任を負わない。

(職員の立入り)

第18条 使用者は、職員が職務執行のため入場するときは、これを拒むことができない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(尾道市公会堂条例の廃止)

- 2 尾道市公会堂条例(昭和38年条例第21号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(議会の議決に付すべき重要又は特に重要な公の施設の利用等に関する条例の一部改正)

- 4 議会の議決に付すべき重要又は特に重要な公の施設の利用等に関する条例(昭和39年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条中「第7号」を「第6号」に改める。

別表第1 (第9条関係)

基本使用料

(単位 円)

使用区分	名称	定員 (人)	午前 8時30分 ～12時	午後 12時～ 17時	夜間 17時～ 22時	昼間 8時30分 ～17時	午後・夜 間 12時～ 22時	全日 8時30分 ～22時
入場料そ の他これ らに類す る料金を 徴収しな い場合	21号室	60	1,020	1,440	1,950	2,260	3,080	4,010
	22号室	45	970	1,380	1,850	2,160	2,930	3,800
	31号室	100	1,330	1,850	2,570	2,980	4,010	5,240
	32号室	30	920	1,330	1,740	2,050	2,770	3,600
	33号室	12	610	920	1,230	1,440	1,950	2,460
	40号室	180	2,670	3,800	5,140	5,860	8,020	10,490
入場料そ の他これ らに類す る料金を 徴収する 場合	21号室	60	2,050	2,880	3,900	4,520	6,170	8,020
	22号室	45	1,950	2,770	3,700	4,320	5,860	7,610
	31号室	100	2,670	3,700	5,140	5,960	8,020	10,490
	32号室	30	1,850	2,670	3,490	4,110	5,550	7,200
	33号室	12	1,230	1,850	2,460	2,880	3,900	4,930
	40号室	180	5,340	7,610	10,280	11,720	16,040	20,980

別表第2 (第9条関係)

超過・繰上げ使用料

(単位 円)

使用区分	名称	8時30分から17時ま での時間	その他の時間
入場料その他これ らに類する料金を 徴収しない場合	40号室	510	720
	31号室	250	360
	その他の室	150	200
入場料その他これ らに類する料金を 徴収する場合	40号室	1,020	1,440
	31号室	510	720
	その他の室	300	410

別表第3 (第9条関係)

附属設備使用料

1 設備及び器具使用料 (1回につき)

(単位 円)

品名	数量	使用料	摘要
拡声装置	一式	1,000	マイク2本付
パネル	1枚	30	

備考

- 1 1回の使用時間は、別表第1に定める使用区分により午前、午後、夜間を単位として計算する。
 - 2 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用した場合は、超過又は繰上げ使用時間30分ごとに、1回の使用料の15パーセントの額を加算する(加算額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)。この場合において、超過又は繰上げ使用時間に30分に満たない端数が生じたときは、30分として計算する。ただし、超過又は繰上げ使用時間が2時間を超えたときは、1回の使用料の額を加算する。
- 2 冷暖房使用料 (1時間当たり)

(単位 円)

室名	使用料	摘要
40号室	1,330	1時間未満の端数については、30分以下は半額、30分を超えた場合は1時間の額
31号室	660	
その他の室	300	

提案理由

尾道市公会堂大集会場を廃止し、尾道市公会堂別館を尾道市市民会館として設置し、管理するための条例制定である。

議案第172号

尾道市向島運動公園条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年9月8日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市向島運動公園条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市向島運動公園条例の一部を改正する条例

尾道市向島運動公園条例（平成17年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（事業）

第3条 運動公園は、次の事業を行う。

- (1) 運動公園施設の管理運営に関する事業
- (2) スポーツの普及振興と市民の体力向上に関する事業
- (3) 会議、研修等の会場提供に関する事業

第15条を第22条とする。

第14条中「滅失したとき」を「滅失した者」に改め、同条を第21条とする。

第13条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用場所」を「利用場所」に改め、同条を第20条とする。

第12条の見出し中「目的外使用等」を「目的外利用等」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用目的以外に使用し」を「利用目的以外に利用し」に、「使用権」を「利用権」に

改め、同条を第19条とする。

第11条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者は、市長が別に定める特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第11条を第18条とする。

第10条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1号中「使用する」を「利用する」に改め、同条第2号中「市長が」を「市長が別に定める」に改め、同条を第17条とし、同条の前に次の2条を加える。

(利用料金の納入)

第15条 利用者は、運動公園の利用許可を受けた際に、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第16条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

第9条を削る。

第8条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第14条とする。

第7条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用者」を「利用者」に、「使用制限」を「利用制限」に、「使用停止」を「利用停止」に改め、同項第1号及び第2号中「使用者」を「利用者」に改め、同項第3号中「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「使用許可」を「利用許可」に、「使用者」を「利用者」に、「市はそれに対し」を「市及び指定管理者は」に改め、同条を第13条とする。

第6条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第12条とする。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用者」を「利

用者」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条を第11条とする。

第4条の見出しを「(利用許可)」に改め、同条第1項中「使用しようとする」を「利用しようとする」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第3条の次に次の6条を加える。

(指定管理者による管理)

第4条 運動公園の管理は、尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第2号。次条において「指定手続条例」という。)の規定により市が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。ただし、同条例第3条第1項の申請がなかったとき又は同条例第4条に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例及び指定手続条例並びにこれらに基づく規則の規定に従い、運動公園の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 運動公園の利用許可に関する業務
- (2) 運動公園の施設及び附属設備等の維持管理及び修繕(大規模な修繕を除く。)に関する業務
- (3) 運動公園の施設及び附属設備等の清掃業務
- (4) 運動公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、運動公園の運営に関する業務のうち、市長のみに属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の期間)

第7条 指定管理者が運動公園の管理を行う期間(以下「指定期間」という。)は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年間とする。ただし、期間満了後の再指定を妨げない。

2 指定期間の始期が4月1日以降であるときは、前項の規定にかかわらず、当該日の属する年度の3月31日までを1年間とみなす。

(休園日)

第8条 運動公園の休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開園し、又は休園することができる。

(1) 月曜日（ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日以降の直近の休日でない日とする。）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(3) 向島町B&G海洋センタープールについては、11月1日から翌年4月30日まで

（利用時間）

第9条 運動公園の施設は次の表の左欄に掲げるとおりとし、各施設の利用時間は同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

施設	利用時間
多目的グラウンド	午前8時30分から午後9時まで
テニスコート	午前8時30分から午後5時まで
多目的芝広場	
グラウンド・ゴルフ場	
ふれあい広場	
スケートパーク	
向島町B&G海洋センター体育館	午前9時から午後9時まで
向島町B&G海洋センタープール	
愛ランド	午前8時30分から午後9時まで

別表中「(第9条関係)」を「(第15条関係)」に、「向島運動公園有料施設使用料」を「向島運動公園有料施設利用料金上限額」に改め、同表の多目的グラウンドの表中「使用区分」を「利用区分」に、「使用時間」を「利用時間」に、「専用使用」を「専用利用」に、「全面使用」を「全面利用」に、「片面使用」を「片面利用」に、「個人使用」を「個人利用」に、「使用料」を「利用料金」に改め、別表のテニスコートの表中「使用区分」を「利用区分」に、「使用料」を「利用料金」に改め、別表の多目的芝広場の表中「使用区分」を「利用区分」に、「使用時間」を「利用時間」に、「専用使

用」を「専用利用」に、「全面使用」を「全面利用」に、「片面使用」を「片面利用」に、「個人使用」を「個人利用」に改め、同表の備考第2項中「使用時間」を「利用時間」に改め、同備考第3項中「使用時間」を「利用時間」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同備考第4項中「専用使用」を「専用利用」に、「使用を」を「利用を」に改め、同備考第6項中「使用者」を「利用者」に改め、同備考第8項中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に改め、別表のグラウンド・ゴルフ場の表、ふれあい広場の表及びスケートパークの表中「使用区分」を「利用区分」に、「使用時間」を「利用時間」に、「専用使用」を「専用利用」に、「個人使用」を「個人利用」に改め、別表の向島町 B&G 海洋センター体育館の表中「使用区分」を「利用区分」に、「使用料」を「利用料金」に、「専用使用」を「専用利用」に改め、同表の備考第1項及び第2項中「専用使用する」を「専用利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「半日使用」を「半日利用」に、「使用を」を「利用を」に、「1日使用」を「1日利用」に改め、同備考第4項中「使用者」を「利用者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同備考第5項中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に改め、別表の向島町 B&G 海洋センタープールの表中「使用区分」を「利用区分」に、「使用時間」を「利用時間」に、「団体使用」を「団体利用」に、「個人使用」を「個人利用」に改め、同表の備考第1項中「団体使用」を「団体利用」に、「専用使用する」を「専用利用する」に、「で使用する」を「で利用する」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同備考第2項中「使用」を「利用」に改め、別表の愛ランドの表中「使用時間」を「利用時間」に改め、同表の備考中「使用料」を「利用料金」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

尾道市向島運動公園の管理に関し、指定管理者による管理とするための条例改正である。

議案第172号 尾道市向島運動公園条例の一部を改正する条例案
について

尾道市向島運動公園条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(管理) 第3条 運動公園は、尾道市教育委員会が管理する。</p>	<p>(事業) 第3条 運動公園は、次の事業を行う。 (1) 運動公園施設の管理運営に関する事業 (2) スポーツの普及振興と市民の体力向上に関する事業 (3) 会議、研修等の会場提供に関する事業 (指定管理者による管理) 第4条 運動公園の管理は、尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第2号。次条において「指定手続条例」という。)の規定により市が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。ただし、同条例第3条第1項の申請がなかったとき又は同条例第4条に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。 (指定管理者が行う管理の基準) 第5条 指定管理者は、この条例及び指定手続条例並びにこれらに基づく規則の規定に従い、運動公園の管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務) 第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 運動公園の利用許可に関する業務 (2) 運動公園の施設及び附属設備等の維持管理及び修繕(大規模な修繕を除く。)に関する業務 (3) 運動公園の施設及び附属設備等の清掃業務 (4) 運動公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、運動公園の運営に関する業務のうち、市長のみに属する事務を除き、市長が必要と認める業務 (指定管理者の指定の期間) 第7条 指定管理者が運動公園の管理を行う期間(以下「指定期間」という。)は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日から起算して5年間とする。ただし、期間満了後の再指定を妨げない。</p>

2 指定期間の始期が4月1日以降であるときは、前項の規定にかかわらず、当該日の属する年度の3月31日までを1年間とみなす。

(休園日)

第8条 運動公園の休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開園し、又は休園することができる。

(1) 月曜日(ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日以降の直近の休日でない日とする。)

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(3) 向島町B&G海洋センタープールについては、11月1日から翌年4月30日まで

(利用時間)

第9条 運動公園の施設は次の表の左欄に掲げるとおりとし、各施設の利用時間は同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

施設	利用時間
多目的グラウンド	午前8時30分から 午後9時まで
テニスコート	午前8時30分から
多目的芝広場	午後5時まで
グラウンド・ゴルフ場	
ふれあい広場	
スケートパーク	
向島町B&G海洋センター体育館	午前9時から午後9時まで
向島町B&G海洋センタープール	
愛ランド	午前8時30分から 午後9時まで

(利用許可)

第10条 運動公園の施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合に、管理上必要な条件を付することができる。

(附属設備の利用)

第11条 前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、運動公園の附属設備を利用することができる。

(利用の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動公園の施設の利用を許可しないことができる。

(1)~(4) 略

(使用の許可)

第4条 運動公園の施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合に、管理上必要な条件を付することができる。

(附属設備の使用)

第5条 前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、運動公園の附属設備を使用することができる。

(使用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動公園の施設の使用を許可しないことができる。

(1)~(4) 略

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用者に対し使用制限若しくは使用停止若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が許可条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 略

2 前項の規定により、使用許可の取消しその他の処分をした場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はそれに対し賠償の責めを負わない。

(入場の制限等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

- (1)~(4) 略

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める金額の使用料を、使用許可を受ける際に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次に掲げる場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するため、運動公園の土地又は公園施設を使用するとき。
- (2) その他市長が特別な理由があると認めるとき。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用者に対し利用制限若しくは利用停止若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が許可条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他の不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 略

2 前項の規定により、利用許可の取消しその他の処分をした場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(入場の制限等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

- (1)~(4) 略

(利用料金の納入)

第15条 利用者は、運動公園の利用許可を受けた際に、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第16条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、次に掲げる場合においては、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するため、運動公園の土地又は公園施設を利用するとき。
- (2) その他市長が別に定める特別な理由があると認めるとき。

(利用料金の還付)

第18条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める特別な理由があると認めるときは、その全部又は一

(目的外使用等の禁止)

第12条 使用者は、運動公園の使用許可を受けた使用目的以外に使用し、転貸し、又はその使用権を譲渡してはならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、運動公園の使用を終えたとき又はその使用許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第14条 施設又は附属施設若しくは備付けの器具類等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 略

別表(第9条関係)

向島運動公園有料施設使用料

多目的グラウンド

入場料徴収の有無	使用区分		使用時間			
			8:30~12:00	13:00~17:00	18:30~21:00	超過時間(1時間につき)
無	専用利用	全面使用	2,600円	3,000円	5,500円	1,000円
		一般	1,800円	2,000円	3,700円	700円
		高校生以下の生徒・児童				
	半面利用	全面使用	1,300円	1,500円	2,750円	500円
		一般	900円	1,000円	1,800円	300円
		高校生以下の生徒・児童				
個人利用	一般	1回につき 100円				
	高校生以下の生徒・児童	1回につき 50円				
有	専用利用	全面使用	10,000円	10,000円	20,000円	5,000円
		半面使用	5,000円	5,000円	10,000円	2,500円
夜間照明施設(1時間につき)	使用区分		使用料			
	全面		2,600円			
		半面		1,300円		

部を還付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第19条 利用者は、運動公園の利用許可を受けた利用目的以外に利用し、転貸し、又はその利用権を譲渡してはならない。

(原状回復の義務)

第20条 利用者は、運動公園の利用を終えたとき又はその利用許可を取り消されたときは、直ちに利用場所を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第21条 施設又は附属施設若しくは備付けの器具類等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第22条 略

別表(第15条関係)

向島運動公園有料施設利用料金上限額

多目的グラウンド

入場料徴収の有無	利用区分		利用時間			
			8:30~12:00	13:00~17:00	18:30~21:00	超過時間(1時間につき)
無	専用利用	全面利用	2,600円	3,000円	5,500円	1,000円
		一般	1,800円	2,000円	3,700円	700円
		高校生以下の生徒・児童				
	半面利用	全面利用	1,300円	1,500円	2,750円	500円
		一般	900円	1,000円	1,800円	300円
		高校生以下の生徒・児童				
個人利用	一般	1回につき 100円				
	高校生以下の生徒・児童	1回につき 50円				
有	専用利用	全面利用	10,000円	10,000円	20,000円	5,000円
		半面利用	5,000円	5,000円	10,000円	2,500円
夜間照明施設(1時間につき)	利用区分		利用料金			
	全面		2,600円			
		半面		1,300円		

テニスコート

使用区分	使用料
コート1面につき(1時間)	500円
夜間照明(1時間)	300円

多目的芝広場

使用区分		使用時間				
		8:30~12:00	13:00~17:00	18:30~17:00	超過時間(1時間につき)	
専用 全面 使用	一般	2,600円	3,000円	5,500円	1,000円	
	高校生以下の生徒・児童	無料				
	半面 使用	一般	1,300円	1,500円	2,750円	500円
		高校生以下の生徒・児童	無料			
	個人 使用	一般	1回につき 200円(年間4,000円。この場合においては、グラウンド・ゴルフ場も利用することができるものとする。)			
		高校生以下の生徒・児童	無料			

備考

- 1 略
- 2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 3 表の使用時間の区分以外の時間に使用する時の使用料は、表の超過時間の額を適用する。ただし、テニスコートは除く。
- 4 専用使用は、団体の使用を原則とする。ただし、テニスコートは除く。
- 5 略
- 6 特別の設備等に要する費用は、使用者の負担とする。
- 7 略
- 8 市民及び市内に事務所を有する団体以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める額の倍額とする。

グラウンド・ゴルフ場

テニスコート

利用区分	利用料金
コート1面につき(1時間)	500円
夜間照明(1時間)	300円

多目的芝広場

利用区分		利用時間				
		8:30~12:00	13:00~17:00	18:30~17:00	超過時間(1時間につき)	
専用 全面 利用	一般	2,600円	3,000円	5,500円	1,000円	
	高校生以下の生徒・児童	無料				
	半面 利用	一般	1,300円	1,500円	2,750円	500円
		高校生以下の生徒・児童	無料			
	個人 利用	一般	1回につき 200円(年間4,000円。この場合においては、グラウンド・ゴルフ場も利用することができるものとする。)			
		高校生以下の生徒・児童	無料			

備考

- 1 略
- 2 利用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 3 表の利用時間の区分以外の時間に利用するときの利用料金は、表の超過時間の額を適用する。ただし、テニスコートは除く。
- 4 専用利用は、団体の利用を原則とする。ただし、テニスコートは除く。
- 5 略
- 6 特別の設備等に要する費用は、利用者の負担とする。
- 7 略
- 8 市民及び市内に事務所を有する団体以外の者が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の倍額とする。

グラウンド・ゴルフ場

使用区分	使用時間				
	8:30~12:00	13:00~17:00	8:30~17:00	超過時間(1時間につき)	
専用使用	一般	2,600円	3,000円	5,500円	1,000円
	高校生以下の生徒・児童	無料			
個人使用	一般	1回につき 200円(年間4,000円。この場合においては、多目的芝広場も利用することができるものとする。)			
	高校生以下の生徒・児童	無料			

ふれあい広場

使用区分	使用時間				
	8:30~12:00	13:00~17:00	8:30~17:00	超過時間(1時間につき)	
専用使用	一般	2,600円	3,000円	5,500円	1,000円
	高校生以下の生徒・児童	無料			
個人使用	一般	1回につき 200円			
	高校生以下の生徒・児童	無料			

スケートパーク

使用区分	使用時間			
	8:30~12:00	13:00~17:00	8:30~17:00	
専用使用	一般	無料		
	高校生以下の生徒・児童	無料		
個人使用	一般	無料		
	高校生以下の生徒・児童	無料		

利用区分	利用時間				
	8:30~12:00	13:00~17:00	8:30~17:00	超過時間(1時間につき)	
専用利用	一般	2,600円	3,000円	5,500円	1,000円
	高校生以下の生徒・児童	無料			
個人利用	一般	1回につき 200円(年間4,000円。この場合においては、多目的芝広場も利用することができるものとする。)			
	高校生以下の生徒・児童	無料			

ふれあい広場

利用区分	利用時間				
	8:30~12:00	13:00~17:00	8:30~17:00	超過時間(1時間につき)	
専用利用	一般	2,600円	3,000円	5,500円	1,000円
	高校生以下の生徒・児童	無料			
個人利用	一般	1回につき 200円			
	高校生以下の生徒・児童	無料			

スケートパーク

利用区分	利用時間			
	8:30~12:00	13:00~17:00	8:30~17:00	
専用利用	一般	無料		
	高校生以下の生徒・児童	無料		
個人利用	一般	無料		
	高校生以下の生徒・児童	無料		

器具

グラウン ド・ゴルフ 用クラブ、 ボールセッ ト	1セット 100円
--------------------------------------	-----------

向島町B&G海洋運動公園体育館

使用区分		使用料(1時間)
専用 使用	1階 全面	600円
	1階 半面	300円
	1階 1/3面	200円
	2階 全面	300円
	2階 半面	150円

備考

- 次の各号に掲げる区分に応じて体育館の1階の全面を専用使用する場合には、それぞれ当該各号に掲げる使用料とする。
 - 半日使用(午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までのいずれかの使用をいう。) 1,800円
 - 1日使用(午前9時から午後5時までの使用をいう。) 3,600円
- 次の各号に掲げる区分に応じて体育館の2階の全面を専用使用する場合には、それぞれ当該各号に掲げる使用料とする。
 - 半日使用(午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までのいずれかの使用をいう。) 900円
 - 1日使用(午前9時から午後5時までの使用をいう。) 1,800円
- 略
- 使用者が入場料等を徴収する場合で、営利を目的としない場合はこの表に定める額の3倍に相当する額の使用料とし、営利を目的とする場合はこの表に定める額の5倍に相当する額の使用料とする。
- 市民及び市内に事務所を有する団体以外の者が使用する場合の使用料は、前項の規定の適用がある場合を除き、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

向島町B&G海洋センタープール

使用時間	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00
使用区分	2:00	6:00	1:00
団小・中学 体生	800円	800円	1,100円

器具

グラウン ド・ゴルフ 用クラブ、 ボールセッ ト	1セット 100円
--------------------------------------	-----------

向島町B&G海洋センター体育館

利用区分		利用料金(1時間)
専用 利用	1階 全面	600円
	1階 半面	300円
	1階 1/3面	200円
	2階 全面	300円
	2階 半面	150円

備考

- 次の各号に掲げる区分に応じて体育館の1階の全面を専用利用する場合には、それぞれ当該各号に掲げる利用料金とする。
 - 半日利用(午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までのいずれかの利用をいう。) 1,800円
 - 1日利用(午前9時から午後5時までの利用をいう。) 3,600円
- 次の各号に掲げる区分に応じて体育館の2階の全面を専用利用する場合には、それぞれ当該各号に掲げる利用料金とする。
 - 半日利用(午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までのいずれかの利用をいう。) 900円
 - 1日利用(午前9時から午後5時までの利用をいう。) 1,800円
- 略
- 利用者が入場料等を徴収する場合で、営利を目的としない場合はこの表に定める額の3倍に相当する額の利用料金とし、営利を目的とする場合はこの表に定める額の5倍に相当する額の利用料金とする。
- 市民及び市内に事務所を有する団体以外の者が利用する場合の利用料金は、前項の規定の適用がある場合を除き、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

向島町B&G海洋センタープール

利用時間	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00
利用区分	2:00	6:00	1:00
団小・中学 体生	800円	800円	1,100円

使用	高校・大 学生、一 般	1,200円	1,200円	1,700円
個人 使用	小・中学 生	70円	70円	110円
使用	高校・大 学生、一 般	120円	120円	170円

備考

- 1 団体使用とは、10人以上でコースを専用使用する場合をいう。この場合において、30人以上で使用する場合の使用料は、この表に定める額の1.5倍に相当する額とする。
- 2 乳幼児の使用は、無料とする。

愛ランド

使用時間 部屋名及び器具	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	21日(9:00~21:00)
	研究室(1室につき)	400円	400円	700円
会議室	700円	700円	1,500円	2,900円
トレーニング器具	1人当たり200円	1人当たり200円	1人当たり200円	1人当たり600円
食堂及び売店	1か月につき10,000円以上で市長が定める額			

備考 冷暖房の使用料は、基本料の5割増とする。

利用	高校・大 学生、一 般	1,200円	1,200円	1,700円
個人 利用	小・中学 生	70円	70円	110円
利用	高校・大 学生、一 般	120円	120円	170円

備考

- 1 団体利用とは、10人以上でコースを専用利用する場合をいう。この場合において、30人以上で利用する場合の利用料金は、この表に定める額の1.5倍に相当する額とする。
- 2 乳幼児の利用は、無料とする。

愛ランド

利用時間 部屋名及び器具	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	21日(9:00~21:00)
	研究室(1室につき)	400円	400円	700円
会議室	700円	700円	1,500円	2,900円
トレーニング器具	1人当たり200円	1人当たり200円	1人当たり200円	1人当たり600円
食堂及び売店	1か月につき10,000円以上で市長が定める額			

備考 冷暖房の利用料金は、基本料の5割増とする。

議案第173号

爽籟軒庭園設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年9月8日

尾道市長 平谷 祐宏

爽籟軒庭園設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

爽籟軒庭園設置及び管理条例の一部を改正する条例

爽籟軒庭園設置及び管理条例（平成19年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「3,000円」を「4,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

爽籟軒庭園の茶室に^{よりつき}寄付を整備することに伴い、茶室使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第173号 爽籟軒庭園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

爽籟軒庭園設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
別表第2(第10条関係)		別表第2(第10条関係)	
茶室使用料	午前10時から午後3時まで 3,000円	茶室使用料	午前10時から午後3時まで 4,000円

議案第174号

尾道市いじめ防止対策委員会条例案を次のとおり提出する。

平成26年9月8日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市いじめ防止対策委員会条例案

条例第 号

尾道市いじめ防止対策委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第3項の規定に基づき、尾道市いじめ防止対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を行う。

- (1) 市立学校におけるいじめの防止等(法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。)のための調査研究
- (2) 市立学校におけるいじめ(法第2条第1項に規定するいじめをいう。以下同じ。)に関する通報、相談等についての調査審議
- (3) 法第24条に規定する市立学校から報告を受けたいじめの事案についての調査
- (4) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査
- (5) 前各号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会が必要と認めることについての調査審議

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 弁護士

- (2) 医師
- (3) 学識経験者
- (4) 心理、福祉等の専門家

2 委員は、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 会議は、委員長が認めるときは、非公開とすることができる。

6 会議は、委員長が行う調査の公平性及び中立性を確保するため特に必要があると認めるときは、特定の委員を除いて開くことができる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

提案理由

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等の対策を推進するための組織を設置するための条例制定である。

議案第175号

尾道市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年9月8日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市営住宅設置、整備及び管理条例（平成9年条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1百島住宅の項を削る。

付 則

この条例は、平成26年9月30日から施行する。

提案理由

老朽化した市営住宅を廃止するための条例改正である。

議案第175号 尾道市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案について

尾道市営住宅設置、整備及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
天女が浜住宅	尾道市向東町	天女が浜住宅	尾道市向東町
百島住宅	尾道市百島町	東新涯住宅	尾道市高須町
東新涯住宅	尾道市高須町	略	略
略	略		